

産廃収集運搬業許可

中環審廃棄物処理制度専門委



収集運搬の許可簡素化などについて活発な議論が交わされた

手続き簡素化など焦点に

中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会の廃棄物処理制度専門委員会の会合が20日に開かれ、廃棄物処理政策における論点の検討が行われた。廃

棄物処理業界などから強い要望が出ている産業廃棄物収集運搬業許可手続きの簡素化では、自治体ではなく国が一括して許可する案や政令市ではなく都道府県が許可する案などが示されたが、地方分権改革との関係などいずれの案も課題を抱えており、改正の方向性は明確にならず継続課題とされた。次回はRの推進や自治体の独自規制、廃棄物の輸出入などの問題について議論される予定だ。

国や都道府県へ集約案も

大都市圏での最終処分場残容量の逼迫や、大規模リサイクルの進展により産廃を大量に収集する必要があることなどが、産廃の広域的な収集運搬が進んでいる。また、中核市等の増加に伴う許可権限を持つ地方公

共団体の細分化、許可基準等の強化に伴う許可申請に要する書類の増加などの事情もあり、産廃収集運搬業許可に係る申請者の負担が重過ぎるので、こうした状況から、同委員会でも収集運搬業許

可の簡素化、広域化が検討課題として上がっている。具体的な簡素化・広域化の方法としては、①都道府県ではなく国が許可する②政令市ではなく都道府県が許可する③主たる事務所の所在地を管轄する都道府県等が許可

する④積み込み地または取り出し地のいずれかの地を管轄する都道府県が許可を不要とする⑤現行制度の下で実質的な手続き負担軽減策を拡充する⑥の5案が示された。しかし、いずれの案も問題を抱えている。

国が許可をするとなると地方分権改革の流れに逆行する上、数百人規模の人員を新たに用意することが必要になってくる。政令市の事務を都道府県に上げることも地方分権改革に逆行することにも、政令市区域内の指導監督は各政令市が行うこととする。不適正処理が行われた場合に許可を取り消し処分を取り締りがスムーズに行えないことが懸念される。

主たる事務所の所在地を所管する都道府県が行うこととする。許可審査業務が集中する可能性がある。積み込み地または取り出し地のいずれかを管轄する都道府県の許可を不要とした場合も、許可情報や現場状況などの情報共有がないと処分や取り締りがスムーズに行えない。現行制度の下での手続き軽減では、今後も政令市が増加していく場合は結果的に負担軽減は少なくなる。

20日の会合でも委員からは「地方分権と廃棄物の適正処理は別の問題」「施設を管理すべき自治体が許可を出すという観点から、③案が良いのでは」「許可することを取締りまるところを同じにしておく意味で②案が現実的」など様々な意見が出た。環境省では、この問題については継続課題として引き続き検討を行っていく考えだ。